

別表 2 (第 3 関係)

事業種目	都市農業多面的機能発揮支援事業
事業内容	<p>都市農業が有する次の多面的な機能の発揮に資する取組に対して支援する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 農業体験・学習、交流の場 (農業体験農園の開設、食育活動の推進等) 2 都市住民の農業への理解の醸成 (生産者マルシェの開催、都市農業紹介パンフレットの作成等) 3 良好な景観の形成 (景観作物の栽培、憩いの場づくり等) 4 災害時の防災空間 (避難訓練・防災講習会の実施等) 5 国土・環境の保全 (都市における資源循環による堆肥化、多様な生物の保護活動) 6 その他都市農業が有すると認められる機能
実施要件	<p>次の 1 から 3 までをすべて満たすこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 都市計画区域内の農地又は当該農地で生産された農畜産物を対象とした取組であること。ただし、農業体験農園の開設など、農地を直接活用した取組については、市街化区域(都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第2項の規定に基づく区域。)内の農地を活用した取組であること。 2 事業実施計画の内容について、事業を実施する農地が所在する市町村と調整が図られていること。 3 事業実施主体が他の助成等により実施している又は既に完了している事業ではないこと。
助成対象経費	<p>事業の実施に直接必要な次に掲げる経費</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 報償費(講師謝金等) 2 旅費(研修旅費等) 3 需用費(消耗品費、印刷製本費等) 4 役務費(通信運搬費、広告料等) 5 委託料※(コンサルタント等の委託料等) 6 使用料及び賃借料(会場、車両並びに機械器具等の借料等) 7 備品購入費※(施策の実施に最低限必要な機械器具類等の購入費) 8 その他事業実施に知事が必要と認めるもの <p>※ 委託料及び備品購入費の合計額は、助成対象経費の 1 / 2 以内とする。</p>
補助率	助成対象経費の 1 / 3 以内
補助限度額	300 千円
助成期間	単年度
実施手続き等	別記 3 のとおり